

○学校法人青山学院謝礼等の支給基準に関する内規

(2007年3月8日 常務理事会承認)

改正 2015年3月18日 2016年1月6日

2019年3月28日

(趣旨)

第1条 この内規は、学校法人青山学院(以下「本法人」という。)及び本法人が設置する学校(以下「設置学校」という。)における謝礼等の支給基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この内規において「学外者」とは、学校法人青山学院寄附行為細則第11条第2項に規定する専任の勤務者でない者をいう。

(対象範囲)

第2条 この内規は、以下の支給項目を対象とする。

- (1) 報酬・謝礼
- (2) 会議等飲食代
- (3) 手土産及び贈呈品代

(報酬・謝礼)

第3条 報酬・謝礼は、学外者を対象として、別表1に基づき、要した時間等に応じて支給単価を乗じ、支給するものとする。

2 支給単価は、別表1の上限支給単価を限度として、適宜調整するものとする。

3 要した時間に応じて支給するもので、単価基準を下回ったときは、支給額を調整する。

(会議等飲食代)

第4条 会議等飲食代は、別表2に基づき、対象者数に応じて支給単価を乗じ、支給するものとする。

2 支給単価は、別表2の上限支給単価を限度として、適宜調整するものとする。

(手土産及び贈呈品代)

第5条 手土産及び贈呈品代は、別表3に基づき、件数に応じて支給単価を乗じ、支給するものとする。

2 支給単価は、別表3の上限支給単価を限度として、適宜調整するものとする。

(運用に当たっての取扱い)

第6条 特段に著名な研究者等に対する報酬・謝礼などこの内規による基準を超えて支出を要する事例又はこの内規に定めのない事例が発生したときは、財務部長と協議の上、法人本部においては総局長が、設置学校においては総局長の承認を得た上で当該設置学校の長が、それぞれ必要に応じて決定できるものとする。

2 前項に該当する事例のうち大きく基準を超えた場合については、総局長は、理事長と協議の上、決定又は承認するものとする。

(事務の所管)

第7条 この内規に関する事務は、法人本部財務部が所管する。

(改廃手続)

第8条 この内規の改廃は、常務理事会の承認を得て、総局長がこれを行う。

附 則

この内規は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2015年3月18日)

この内規は、2015年4月1日から施行する。

附 則(2016年1月6日)

この内規は、2016年1月7日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則(2019年3月28日)

この内規は、2019年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

報酬・謝礼支給基準

[別紙参照]

別表2(第4条関係)

会議等飲食代支給基準

[別紙参照]

別表3(第5条関係)

手土産及び贈呈品代支給基準

[別紙参照]